

父嚴母愛兒樂・三角同盟之地。

不文律を以て統治する一國家。

家庭には愛の光の照り渡り

年から年中闇の世はなし。

我が庭は世の浮雲の影もなく

愛の光をあびてたのしむ。

故郷

雨峰

生

この自然のあたゝかき
慈悲の心にいだかれて

又

山はかすみて何笑ふ

川は流れて何かたる

千歳をちぎる桃の村

朽ぬ姿の松村

こゝわがすめる古きさと

婦人と親族法

太田英隆

緒言

ある貴婦人と話をしましたときに、其婦人が『人
は幾歳に達したら婚姻をすることが出来るか、又
甥と姪との間に於ける婚姻は、法律上甚麼もので
旅より旅の苦を忘れ

筑波の山を仰ぎ見る

わが古里の春の色

心かよわきわが身しも

天のうたけに醉されて

今日も一日をくらすかな

旅より旅の苦を忘れ

すか。』と云ふ問を受けました。此等問題は、吾々生活上時々起る問題であつて、又何人にも之れを知つておくの必要があります。さうして此の問題は、左程六ヶしいことではなく、別に法律を知らんでも、親族法の片端を一寸見ればすぐ了解することであります。この親族法は、一家を組織する原素即ち父母、子孫、兄弟、姉妹相互の關係及び夫婦關係又は戸主と家族との間柄等を定めたるものであつて、苟も人類が一家を成して生活する上は、何人に限らず是非知らなければならぬのであります。

全体我國民は、法制思想に乏しい國民と言はなければなりません、凡そ一國々民は、其國の法律を遵奉せねばならない義務のあることは言ふを俟たず、その大体だけは心得て置かねばならないの

であります。それに前に申しました婦人の如く、高等教育を受けた人ですら、婦人に必要な婚姻法を知らない位ですから、他の婦人に於ては、ほゝ之れを推知することが出来ます。私がかく申しますと、ある婦人は「法律は男子が知つておれば婦人の知る必要がない」と申されるかも知れません。否實際あつたので山います。尤も法律は理義が深遠でありますから、之れを専門に研究せねば詳しいことは解りません、が、其人に直接必要な法律だけは、男女を問はず其大略を研究していくのは、生活上に於て必ずしも不必要であります。女子に必要がないなど、申されるやうな婦人が澤山あつては、男女同權だの女尊男卑だのと言ふことは、所謂百年河清論で、實際に行はれ得べき事は、まあ六ヶ敷山いませう。と云ひまし

ても婦人「ハイカラ」論を主張する譯ではありませ
ん。

輓近世界文明國と稱せらるゝ各國の國情に付て
之を見まするに、人が國を治むると言はんより、
寧ろ法律が國を治むると云ふ思想即ち「レヒツス
タート」の觀念が大に發達して、吾人日常生活
に於ける凡ての行爲は勿論生命身體名譽に至るま
で、皆法律を俟つて始めて安全を得らるゝ状態を
呈するやうになりました。それでありますから
國民たるものは、その國法の大體に通ずるの必要
があります、之に依つて見ますれば、國民普通教
育の一科として、法學の大體を授ける必要のある
ことが明かであります。近頃各種中學程度の學校
に於きまして、法制の大體を科するやうになつた
のも、つまり之に基いたのに相違ありません。

まだ社會がそれ程まで進歩しませんから、之
を婦人に論及するのは少し早過ぎませうが、親族
法の大意くらいを知るの必要あることは前にも申
上げた通りであります。そうしてこの親族法は、
他の法律の如く深遠なる法理を含蓄してゐるもの
ではありませんから、通常の學力があれば何人で
も大意を知ることが出来ます。殊に親族法の規定
は、道徳上の本分に淵源することが極めて多くあ
りまして、倫常の道が此法に其適用を示すこと少
なくありませんから、此法の研究は、德性の涵養
を第一義とします國民教育特に女子教育には、最
も密切の關係を有してゐると言はねばなりませ
ん。

右述べました如く、親族法研究は女子に必要な
ものばかりでなく、人が母の胎内から出で「ホギヤ

「」の初聲を發するやすぐ親族關係を形成しまし

と申します。

三十

て、什麼しても其圈外に離脱することが出来ない
と同時に、親族法の適用は、一日も吾人の頭上を
離るべからざるものであります。不錯しますと、
親族法は他の諸學科に比べて、人生に多大の實用
あることは極めて明白であります。それで私は之
れから、親族法の大意を通俗的に講述せうと思ひ
ます。

第一章 親族總論

第一節 親族法の意義

人類には生理上自ら男女の別があります。この
男女の別がありまして茲に初めて夫婦と云ふ關係
が生じて來ます。夫婦がありますれば從つて親子
とか兄弟とか又姉妹とか云ふやうな關係が生じて
参ります。この關係を指して親族法では家族關係

人口は日に月に増加するものであります、家
族がある以上は、其兄弟は妻をとり姉妹は嫁に行
き、又其人が子を産む、其子が結婚する、或は分
家すと云ふやうな有様で、初めは小さな範圍であ
つたが、増加するにつれて漸々大きくなりますこ
とは御承知の通りであります。我が民法では之れ
を親族と申します。

この人等は生活するに必要なる、それ相當な物
品を持つてゐるに相違ありません。例へて申せば
家を持つ人、金を持つ人、田畠を持つ人、山林を
持つ人と云つた様に、大なり小なり各それくの
持分があります。この皆が持つてゐる持分を互に
保存する必要があります。若し他人が自分の持分
即ち所有品を無理に取るものがあつたなら、之れ

を取られないやうにせねばなりません。併しこの

時は強い人が勝つて弱い人が敗けるのは當然であります。しますと弱い人は、自分の財産を安心して保護することが出来ないやうな事になりますから、法律でこれを世話をして遺らねばなりません。之れを財産關係と申します。

右申しました家族の關係親族の關係及び財產關係を規定したものが、即ち親族法なのであります。

今言を換へて之れを定義的に云へば左の如く申されます。

親族法は私法であつて、親族家族の身分及び其財産關係の權利義務を定めたものである。

親族法の意味は、この定義が解ればそれで可いのであります。その内に私法と云ふこと、權利義務と云ふことのあるのをまだ申しませんでしたか

ら、一寸申しませう。

(イ) 私法、法律を分けて公法と私法とにすることが出来ます。公法と云ふのは憲法とか刑法とか行政法とか云ふやうな、國と個人との關係を定めたもので、私法とは民法、商法の如く個人間の關係を定めたものを云ふのであります。さうして親族法は私法に屬する民法の一部でありますから、私法と申したのであります。

(ロ) 権利、権利とは、戸主はある事に於ては家族に命じて之れを守らすとか、夫は妻の行に制限を附するとか、又は他人に物を貸せば期限が来ると返せと請求することが出来るやうなものであります。

(ハ) 義務、義務とは、ある事に於ては家族は戸主の命を守るとか、人より物品を借れば、期限に

は返さねばならないとか云ふ如きものを言ふり

貞一の日記(明治卅六年五月
冊一日生男兒)

三十二

です。

右に申したる所で親族法の大意を知ることが出来るとしますれば、それでは親族法と云ふのは血統が連續しをれば皆親族と云ふ事が出来るかと云ふ問題が起ります。そんな廣いものではありません、民法では第七百二十五條に左の如く規定してあります。

一、六親等内の血族

二、配偶者

三、三親等内の姻族

右によりて見ますと、親族は血族、配偶者、姻族の三種類ある事が知れます。之れによつて以下親族關係を説明します

(つづく)

二月廿一日 夕飯後母と二人にて、ひらいたの遊戯をせんとすれば、傍にある父にも、仲間入せよとせまる、風車など、數回つゝけて、遊びします。大喜びなり、父も母も立つと余り高くて、貞ちやんには 苦しそう故父は座りたる儘、歌を唱ふと、貞ちやんも一所になつて、しゃがむ。

二月廿一日 醫師の勸告により、粥の代りに一回ミルクトーストを予ふ、喜びて食す、今日は牛乳凡そ七勺許り飲みたり、

小原先生より、牛乳試用の結果如何との、御尋ねあり、日々猪口に二杯づゝ、オートミル、若くは粥に入れて予ふる旨、御返事申上しに、さらば今日は、一日に四杯づゝに、増して試